

平成 28 年度国有地を活用して介護施設を整備する事業者募集要項

1 当該募集に係る主な流れ

- (1) 募集要項の配布
平成 28 年 7 月 29 日 (金) から平成 28 年 10 月 28 日 (金)
- (2) 第 1 回質疑受付
平成 28 年 7 月 29 日 (金) から平成 28 年 8 月 10 日 (水)
- (3) 一次申込受付期間
平成 28 年 8 月 22 日 (月) から平成 28 年 9 月 2 日 (金)
- (4) 第 2 回質疑受付
平成 28 年 9 月 5 日 (月) から平成 28 年 9 月 14 日 (水)
- (5) 二次申込受付期間 (一次申込を行った法人のみ二次申込可能)
平成 28 年 10 月 17 日 (月) から平成 28 年 10 月 28 日 (金)
- (6) 事業内容ヒアリング (予定)
平成 28 年 11 月～12 月
- (7) 事業者仮決定 (予定)
平成 29 年 1 月頃
- (8) 施設整備審査会の承認、平成 29 年度神戸市予算審議等 (予定)
平成 29 年 2 月～3 月

2 対象となる国有地

以下の 13 か所が対象です。

番号	所在地	地目	数量 (㎡)	備考
1	神戸市東灘区住吉山手 7 丁目 1872 番 198	宅地	9,711.90	建物有
2	神戸市東灘区深江南町 1 丁目 80 番 6	宅地	1,540.69	建物有
3	神戸市東灘区魚崎西町 1 丁目 420 番 3	宅地	1,121.11	建物有
4	神戸市灘区鶴甲 1 丁目 2 番 9	宅地	1,285.52	
5	神戸市灘区鶴甲 1 丁目 2 番 8	宅地	748.67	建物有
6	神戸市兵庫区荒田町 3 丁目 46-2	宅地	3,457.87	建物有
7	神戸市垂水区多聞台 2 丁目 28	宅地	738.8	
8	神戸市垂水区多聞台 4 丁目 116 番	宅地	616.13	建物有
9	神戸市垂水区舞子台 4 丁目 36 番 2 外 3 筆	宅地	3,646.44	建物有
10	神戸市垂水区清水が丘 2 丁目 68 番 33 外 1 筆	宅地	5,988.67	建物有
11	神戸市垂水区上高丸 3 丁目 2252 番 1863 外 3 筆	宅地、公衆用道路	2,432.29	建物有
12	神戸市垂水区星陵台 3 丁目 1064 番 1728 外 1 筆	宅地、公衆用道路	1,445.33(公簿)	建物有
13	神戸市垂水区上高丸 3 丁目 2252 番 1858 外 1 筆	宅地	4,190.78	建物有

- (1) 各国有地の附近見取図については資料編 p34 以降に掲載しています。
- (2) その他の国有地に関する資料につきましては、5月16日～19日にかけて開催いたしました現地説明会において配布したものと同様の資料となります。希望される場合は高齢福祉課までお問い合わせください。なお、No.13の国有地につきましては、追加の資料がございますので、こちらについても、希望される場合は高齢福祉課までお問い合わせください。

3 今回募集する施設種別

下表に定める施設の創設を対象とします。

施設種別	定員
特別養護老人ホーム	制限なし
介護型ケアハウス	100床以下
認知症高齢者グループホーム	2ユニット18床以下
(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所	登録定員29名以下

- (1) 上記の施設に加えて、次の事業を併設可能です。
老人デイサービス事業、老人短期入所事業、障害福祉サービス事業（生活介護事業、短期入所事業、共同生活援助事業）
※認知症対応型デイサービス事業及び緊急ショートステイ以外の事業については、「6. 国有地の活用について」（1）に記載の貸付料の減額の対象にはなりません。
- (2) 評価にあたっては、特別養護老人ホームの整備計画をより高く評価します。
- (3) 1箇所に複数の施設種別を整備することも可能ですが、併設にあたっては各施設種別の特性も考慮したうえで整備のコンセプトについて検討いただき、単なる併設ではなく、効果的な運営が可能となるようにしてください（特に地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームには（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の併設をご検討ください）。
- (4) 募集対象施設は災害時要援護者関連施設に該当するため、土砂災害や浸水被害の対策に留意し、計画をしてください。

4 応募資格

社会福祉法人（設立準備中の者を含む[※]）であること。

また、一次申込受付締切日において、次のいずれにも該当すること。

- (1) 介護保険施設等（後記枠内）の経営に知識を有し、高齢者医療、看護、介護に関する事業の知識を有していること。
- (2) 地域密着型特別養護老人ホームを整備する場合にあつては、県内で社会福祉法第62条に規定する社会福祉施設を運営中の社会福祉法人であること。
- (3) 認知症高齢者グループホームを整備する場合にあつては、下記のいずれかにあてはまる社会福祉法人であること。
 - a 過去1年以上にわたり継続して、神戸市内で福祉・保健・医療の事業を行っていること。
 - b 兵庫県内で認知症対応型共同生活介護事業の運営実績が3年以上あること。
- (4) 過去5年の間に役員の中に破産手続開始決定を受けて復権を得ないもの、又は禁固以上の刑に処された者がいないこと。
- (5) 直近1年間の所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等の滞納がないこと。

- (6) 民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。
 - (7) 介護保険法上の勧告を受け、さらに当該勧告に係る事業者が取るべき措置について命令を受けている場合、所管庁への当該命令に対する改善報告が完了していること。
 - (8) 介護保険法の指定の効力の一部もしくは全部停止の処分を受けた場合、その処分期間を経過し、終了していること。
 - (9) 過去5年の間に、神戸市内外を問わず介護保険施設等（後記枠内）の整備について重大な法令等の違反がないこと、介護保険施設等の整備事業者の選考取消等を受けたことがないこと、又は法人の運営において重大な法令等の違反がないこと。
 - (10) 過去2年の間に、神戸市において介護保険施設等の整備事業者に応募し、仮決定を受けたのちに辞退をしたことがないこと。
 - (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び代表者がその構成員でないこと又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ※設立準備中の場合、国との土地賃貸借もしくは売買契約までに法人を設立させること。

介護保険施設等；
 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護型ケアハウス、介護付有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

5 応募・選考の流れ

- (1) 募集要項配布期間
平成28年7月29日（金）から平成28年10月28日（金）
- (2) 第1回質疑受付
平成28年7月29日（金）から平成28年8月10日（水）午後5時まで
 - ・質疑書は、ファクシミリでのみ受け付けます。
 - 提出先 保健福祉局高齢福祉課 FAX 078-322-6046
 - ・別紙「募集に関する質疑書」にて質疑を受け付けます。質疑内容と回答については、質疑受付期間終了後に「神戸ケアネット」
<http://www.city.kobe.lg.jp/life/support/carenet/index.html> に公開する予定です。
この質疑応答をもって本要項の補完、追加といたします。
 - ・選考基準に係ることにはお答えできません。
- (3) 一次申込受付期間
平成28年8月22日（月）から平成28年9月2日（金）
 - ・受付時間は、期間中の午前9時～正午、午後1時～午後5時まで（閉庁日除く）とします。
提出日・時間を必ず電話で予約のうえ、事業内容が説明できる方が持参してください。
 - ・提出期間を過ぎた場合は、受付できませんのでご注意ください。
 - ・一次申込を行っていない法人は二次申込を行うことができません。また二次申込を行うことができるのは、一次申込において選択した国有地のみです。
 - ・一法人で、複数箇所にお申込みいただけます。
 - ・一次申込受付期間終了後、一次申込を行った法人に対しては国有地ごとの申込受付状況（申込法人数等）をお知らせする予定です。

(4) 第2回質疑受付

平成28年9月5日(月)から平成28年9月14日(水)午後5時まで

- ・一次申込を行った法人のみが対象です。対象の法人につきましては、質疑書の様式を送付いたします。
- ・質疑書は、ファクシミリでのみ受け付けます。

提出先 保健福祉局高齢福祉課 FAX 078-322-6046

- ・質疑内容と回答については、質疑受付期間終了後に一次申込を行った法人に直接お送りいたします。
- ・選考基準に係ることにはお答えできません。

(5) 二次申込受付期間

平成28年10月17日(月)から平成28年10月28日(金)

- ・受付時間は、期間中の午前9時～正午、午後1時～午後5時まで(閉庁日除く)とします。提出日・時間を必ず電話で予約のうえ、事業内容が説明できる方が持参してください。
- ・提出期間を過ぎた場合は、受付できませんのでご注意ください。
- ・二次申込を行うことができるのは、一次申込において選択した国有地のみです。なお、申込を取り下げることが可能です。
- ・複数の国有地に申し込まれる場合は、それぞれの希望順位を明らかにしてください。ただし、希望順位どおりの採択を保証するものではありませんので、ご注意ください。

(6) ヒアリング

- ・二次申込受付期間終了後、応募内容について後日ヒアリングを行う予定です。(日程は改めてご連絡いたします。)
- ・応募事業者の職員等であって事業内容を説明できる方がお越しくください。

(7) 提出された応募書類及びヒアリング内容を審査し、学識経験者等の意見を聴いたうえで、平成29年1月頃に選考結果を通知する予定にしています。ただし、時期が遅れる場合がありますので、予めご了承ください。当該選考結果については、仮決定となります。

(8) 仮決定後、事業者から国に対し、取得等要望書を提出していただきます。国による審査を経て、決定通知が出された後に、契約を締結していただきます。なお、定期借地の場合、貸付合意書を取交し、公正証書により貸付契約を締結していただくこととなります。

(9) 仮決定後は、選考された法人名、整備予定地、連絡先等を神戸市ホームページに公表します。

(10) 仮決定後に開催される神戸市民間社会福祉施設等整備審査会の承認、平成29年度神戸市予算の成立を経て、指定候補事業者となります。

(11) 開設の約2か月前までに、神戸市介護指導課に指定申請を行う必要があります。申請にあたっては、必ず事前に相談をしてください。申請の際に、指定基準を満たしていない場合は、当該選考結果に関わらず事業所として指定が行えませんのでご注意ください。

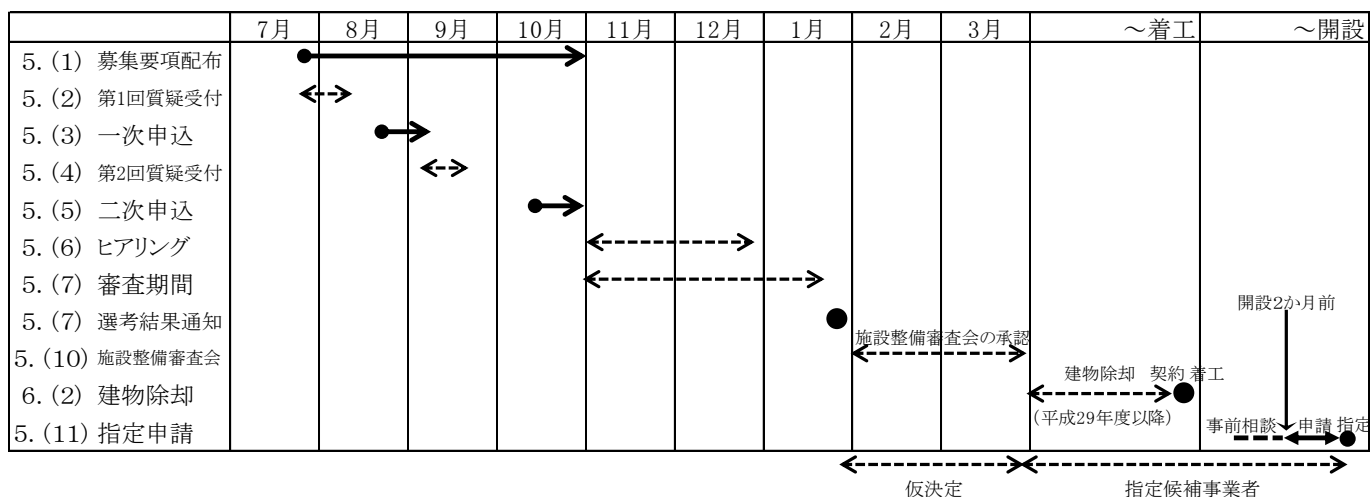
※ 選考の結果「該当なし」とする場合があります。また、選考期間中に「4. 応募資格」の各要件を満たさなくなった場合は選考の対象となりません。

※ 選考理由・結果に対する問い合わせ、異議等については応じません。

※ 選考にあたり、主な選考評価項目は「11. 評価の着眼点」のとおりです。

※ 法令等に違反する事項が含まれる計画であること、虚偽の内容である計画であることが判明すれば、当該事業者を失格とする場合があります。

(参考) 応募から選考までの流れ図



6 国有地の活用について

- (1) 国有地については定期賃貸借契約（以下、「一般定借」という）もしくは取得が可能です。実際の契約内容等については、選考後に国との協議のうえ決定していただくことになります。なお、一般定借を締結する場合は、整備施設が減額貸付の基準に合致すれば、当初10年間の貸付料は国が算定した時価貸付料から最大5割を減額したものとなり、11年目以降は時価（減額無し）となります。
- (2) 国有地の中には建物が残存している物件があります。定借の場合、原則平成29年度以降に国が建物の解体工事を実施することとなりますが、1～2年程度の工期（設計・本体工事含む）を見込んでいただく必要があります。
- (3) 国有地の貸付料については、国において国有地の貸付相手方及び貸付け条件等決定後に国の基準により決定することとなるため、現時点で具体的な金額についてお示しすることはできませんので、ご了承ください（取得の場合も同様です）。
- (4) 神戸市が実施する本事業者募集においては、契約形態は一般定借50年と設定し、収支計画の作成にあたっては、p11「参考賃料表」に記載の賃料を用いてください。なお、当該参考賃料についてはあくまで本市が選考にあたっての参考とするために独自に算出したものであり、実際の国との契約時の賃料等を保証するものではありませんので、ご了承ください。また、取得希望の法人については、取得した場合の資金計画、収支計画も併せてご提出ください。

7 財源の確保等について

- (1) 施設整備等の事業計画に関して必要な財源を確保してください。
 - ① 施設整備に係る自己資金は、施設整備費から施設整備補助金を差し引いた額の2割以上を有することが必要です（整備完了まで有することが必要です）。
 - ② 開設当初の運営資金に係る自己資金は、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の1/2分の2以上を有することが必要です。

※ 自己資金には、借入金によって調達される資金は含みません。

※ 施設整備費：設計監理費、建設費及び初度設備費
- (2) 国有地の多くには建物が残存しており、除却に時間がかかります。それに伴い、工事着工、施設開設までに時間を要することとなりますので、施設の収支見込、建設時借入金の償還財源などについて十分に検討を行ってください。また、消費税率は8%として計画してください。

- (3) 施設整備補助金については、本募集要項の「12. 補助金について(介護保険施設等)」の神戸市施設整備費補助を参考に算定して差し支えありませんが、今後の動向等に伴い、補助金額が変動する場合も予想されますのでご留意ください。なお、施設整備補助金を受けられる要件は、事業計画について自ら建物を建設し、運営する法人である場合です。
- (4) 補助金等が減額等になっても施設整備を行う意向である場合は「事業意思確認書」(別紙 20)を提出してください。
- (5) 入居者が負担する居住費等の考え方について、算定の根拠を示してください。なお、居住費等は市内の近傍同種施設と比較し、適正な設定とするなど、入居者の負担に配慮し設定してください。

8 医療関係団体、地域住民等への情報提供について

- (1) 関係団体に対して情報提供や協議を行う際には、計画案を十分に検討したうえで、行うようにしてください。
 - (2) 応募事業者は、整備等を行おうとする行政区の区医師会等の医療関係団体と、嘱託医(配置医師が必要な施設の場合)や運営協力について協議を行うよう努め、協議を行った際には別紙 19 に記録し提出してください。
 - (3) 応募事業者は、整備を行おうとする地域の住民等へ、応募計画について情報提供のうえ応募してください。
 - ① 情報提供すべき対象・範囲については、地域の状況を考慮し応募事業者において検討してください。
 - ② 情報提供した範囲、方法、使用した資料、地域からの意見について別紙 19 に記録し提出してください。
- ※ 「情報提供」とは、計画案について応募前に伝達することであり、合意を得ることまで求めるものではありません。
- ※ 指定候補事業者となった後は、事業者の責任において、地域の住民等へ計画案について十分に説明する機会を設けてください。

9 応募書類について

一次申込時提出資料

- (1) 平成 28 年度国有地を活用して介護施設を整備する事業者募集の一次申込について
- (2) 添付書類(資料編 p29「一次申込時添付書類チェックリスト」参照)

二次申込時提出資料

- (1) 平成 28 年度国有地を活用して介護施設を整備する事業者募集の二次申込について
- (2) 添付書類(資料編 p31「二次申込時添付書類チェックリスト」参照)

- ※ 提出資料は CD-ROM 等の電子媒体によるデータの提出と、正本、副本の合計 2 部をご提出ください。
- ※ 添付書類チェックリストの「資料作成上の注意」をご参照ください。
- ※ データの提出の内容と、正本資料の内容に相違がある場合は、正本資料の内容を優先させていただきます。
- ※ 各申込受付期間終了後は、本市が必要に応じて提出を求める書類以外の書類の提出は認めません。ただし、提出期限日以降に各種法令及び条例等の改正などによって事業計画を変更する必要がある

る場合は、速やかに高齢福祉課へお知らせください。

- ※ 応募書類に不備等がある場合、関連する項目について評価が低くなる、若しくは評価ができないことがあります。
- ※ 提出資料の様式は、「神戸ケアネット」の「国有地を活用して介護保険施設等を整備する事業者の募集について」からダウンロードできます。
http://www.city.kobe.lg.jp/life/support/carenet/shisetsu/28kokuyuuchi_boshu.html
- ※ 提出された資料、データは原則として返却しません。また、資料等の作成に伴う費用、応募に関する費用は全額事業者負担になります。
- ※ 提出された資料、データについて、必要に応じて国に提供する場合がありますので、ご了承ください。
- ※ 提出された資料、データについては、仮決定を受けた時点で神戸市情報公開条例第 10 条の規定に基づき情報公開の対象となります。

10 留意事項

- (1) 「老人福祉法」、「介護保険法」、「社会福祉法」、「都市計画法」、「建築基準法」、「消防法」、「土壌汚染対策法」等の法令、人員、設備及び運営等に関する基準等（※）及び「神戸市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針」を遵守した計画としてください。
※ 人員、設備及び運営等に関する基準等については、国の定める厚生労働省令のほか、神戸市の条例があります。以下のホームページで確認いただけます。
<http://www.city.kobe.lg.jp/life/support/carenet/kiteiyoushiki/kijunjorei.html>
- (2) 「神戸市高齢者保健福祉計画」や「神戸市介護保険事業計画」、「神戸市地域防災計画」等の関連する市の計画についても配慮し、その趣旨について事業計画に反映してください。
- (3) 整備事業の実施にあたり法令等に違反した場合、本市指示・指導に従わない場合には、仮決定および指定候補事業者の決定を取り消すことがあります。
- (4) 仮決定後、申込書類の内容に虚偽があったことが判明した場合は、仮決定および指定候補事業者の決定を取り消すことがあります。
- (5) 正当な理由により、仮決定後に計画を変更する必要がある場合には、事前に本市に書面にて変更内容や理由を提出のうえ、本市の判断・指示に従ってください。書面の提出を行うことなく計画を変更した場合は、仮決定および指定候補事業者の決定を取り消すことがあります。
- (6) 法人設立準備会において、法人の設立ができなかった場合や、国有地の一般定借もしくは売買契約の締結後二年以内に整備できない場合は、指定候補事業者の決定を取り消すことがあります。万が一、指定候補事業者の決定取り消しとなった場合、5 年間応募資格が停止となりますのでご注意ください。
- (7) 応募にあたっては計画について十分精査を行い、法人内や関係者間等で計画遂行に向けた意思統一を図る等、確実に計画を実現できる見込みを持って応募することとし、仮決定後に辞退することがないようにしてください。万が一、仮決定後に辞退をした場合、2 年間応募資格が停止となり、その後 3 年間応募時の評価が低くなりますのでご注意ください。
- (8) 指定候補事業者に決定した後は、事業の進捗状況について書面により月次報告してください。
- (9) 応募にあたっては、事前に関係機関及び行政所管課と調整を行ったうえで応募してください。所管課との調整・打合せ記録の提出がない場合、評価が低くなる、若しくは評価できないことがあります。

1 1 評価の着眼点

評価項目		評価の着眼点	配点
I	施設種別	1. 施設種別 <ul style="list-style-type: none"> ● 特別養護老人ホームを整備する計画である。 ● 複数の施設種別を効果的に整備する計画である。 	15
II	運営計画	1. 運営理念 <ul style="list-style-type: none"> ● 事業についての趣意・方針が明確であり具体的である。 ● 国有地選定の理由が明確であり合理的である。 ● 地域の課題について研究、認識しており、施設が果たす役割について具体的かつ適切に想定している。 	15
		2. 人員計画 <ul style="list-style-type: none"> ● 法人において人材育成や職員定着に向けて具体的な取り組みがされている。 ● 人材確保に向けた具体的な計画を持っている。 ● 介護職員や看護職員等について基準を満たした人員配置となっている。 ● 利用者受け入れ計画が適切である。 	
		3. 関係団体との協議等 <ul style="list-style-type: none"> ● 計画地の行政区の医師会、歯科医師会と、適切に協議を行っている。 ● 計画にあたって関係機関や行政所管課と適切に調整・協議を行っている。 ● 自治会等へ適切に情報提供を行っている。 	
III	運営実績	1. 法人の運営実績 <ul style="list-style-type: none"> ● 設置主体である法人の所在地が神戸市もしくは兵庫県にある。 ● 提案する施設種別の運営実績もしくは30床以上の介護保険施設等の運営実績がある。 ● 職員の離職率が低い等、職員が定着している。 	25
		2. 施設長の事業経験 <ul style="list-style-type: none"> ● 主たる施設の施設長について、資格要件を満たし、同種施設での勤務経験がある人材の確保の具体的な見込みがある。 	
IV	資金計画	1. 資金計画 <ul style="list-style-type: none"> ● 法人の財務状況が適切である。 ● 収入、支出が適切に計上されており、収支計画が適切に策定されている。 ● 施設整備に係る自己資金について、施設整備費から施設整備補助金を差し引いた額の2割以上を有している。 ● 開設当初の運営資金に係る自己資金について、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の12分の2以上を有している。 	25
		2. 利用者負担 <ul style="list-style-type: none"> ● 居住費の金額が国の定める基準額程度である。 	
V	施設計画	1. 建築計画 <ul style="list-style-type: none"> ● 入所者や地域住民の利用についての設計コンセプトが具体的、かつ設計プランに反映されている。 ● 職員の働きやすさについての設計コンセプトが具体的、かつ設計プランに反映されている。 ● 地域交流スペースの確保など、地域住民との交流についての構想が具体的であり、かつ設計プランに反映されている。 	20
		2. 安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時や感染症発生時の対策についての設計コンセプトが具体的、かつ設計プランに反映されている。 	
		3. 設備基準 <ul style="list-style-type: none"> ● 設備基準を満たしている。 	
合 計			100

※ 上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。

※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない場合があります。

※ 関係団体との調整・打合せ記録の提出がない場合、評価が低くなる、若しくは評価できないことがあります。

12 補助金について（介護保険施設等）

（注）以下の補助金については、平成 28 年 7 月 1 日現在のものであり、減額、廃止される場合がありますので、ご注意ください。

1. 神戸市施設整備費補助（上限）

		金額	単位
特別養護老人ホーム（広域型）		2,850,000 円	1 床当り
小規模特別養護老人ホーム （①と②の合計額）	①	4,270,000 円※	1 床当り
	②	（1 エット）	10,000,000 円
		（2 エット以上）	20,000,000 円
介護型ケアハウス		2,000,000 円	1 床当り
（看護）小規模多機能型居宅介護事業所		32,000,000 円	施設当り

※小規模特別養護老人ホームに以下の施設（注）を併設する場合、単価に 1.05 を乗じた額とする。

（注）（看護）小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、緊急ショートステイの整備

- 特別養護老人ホーム（広域型、地域密着型）、介護型ケアハウス、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の整備に係る独立行政法人福祉医療機構からの借入れについて、市の社会福祉施設整備資金利子補助金制度があります。（原則、利子額の半額の補助ですが、小規模多機能型居宅介護事業所については借入利率が 4% 以下の場合、2% までは全額補助の対象になります。）

※ 借入れについて保証人をたてないオンコスト融資制度を利用した場合は、オンコスト融資制度に係る上乗せ部分の利子は補助対象にはなりません。

※ 当該公募において提出された計画案から、大幅に借入金額が増えた場合、大幅に償還期間が延びた場合はいずれも利子補助が出来ない場合があります。変更を生じる場合は、必ず事前に高齢福祉課までご相談ください。

※ その他、記載のない事項については市の「社会福祉施設整備資金利子補助金交付要綱」によります。

- その他、「神戸市社会福祉施設整備資金融資制度」や「神戸市社会福祉施設用地取得資金融資制度」があり、それぞれ市のあっせん融資審査会において適切と認められた場合は融資を受けることができます。

また、この融資制度にも利子補給があります。（原則、利子額の半額の補助ですが、小規模多機能型居宅介護事業所については借入利率が 4% 以下の場合、2% までは全額補助の対象になります。）

※ 独立行政法人福祉医療機構から借入れを行う場合は、これらの制度と併用することはできません。

2. 定期借地権設定のための一時金支援事業

減額貸付を行わないとした場合の貸付期間における貸付料合計額（貸付当初の貸付料年額×貸付期間）の 2 分の 1 を限度額として、貸付料の前納が可能です。また、貸付料の前納を行う場合、前納額が当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の 2 分の 1 のいずれか低い金額の 2 分の 1 を上限として補助を行う制度があります。

13 補助金について（障害者向けグループホーム）

（注）以下の補助金については、平成 28 年 7 月 1 日現在のものであり、減額、廃止される場合がありますので、ご注意ください。

1. 補助の額

（1）既存グループホームの改修又は定員 7 人以下の新規開設若しくは創設の場合

1 共同生活住居ごとに、補助対象経費の合計額に 4 分の 3 を乗じた額（千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる）と 60 万円 に定員を乗じて得られた額のいずれか低い方の額

（2）定員 8 人以上の新規開設又は創設の場合

1 共同生活住居ごとに、補助対象経費の合計額に 4 分の 3 を乗じた額（千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる）と 100 万円 に定員を乗じて得られた額のいずれか低い方の額

2. 補助対象経費

（1）消防設備整備費（新規開設又は既存グループホームの改修）

消防法令上の設置義務が生じる消防設備（共同生活住居と一体的に整備されるスプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関への通報装置等）の整備に要する経費。

（2）緊急通報装置設置費（新規開設）

特に夜間に発生した病気や事故などの緊急事態に対応するための、緊急通報装置設置に係る経費。

（3）バリアフリー化等改修費（新規開設）

既存住宅を活用した新規開設に要するバリアフリーのための改修や関係法令への適合させるために要する経費

例）エレベーターの設置、リフト設備設置、トイレの改修、風呂の改修、洗面所の改修、階段・廊下の改修、階段・廊下の手すりの設置、間仕切壁の防火措置に係る改修

（4）老朽化改修費（既存グループホームの改修）

一定年数を経過して使用に耐えなくなった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等の改修に要する経費。

（5）創設費

新たにグループホームを整備（創設）するための経費。

※障害福祉サービス事業の補助金に関する詳細については、後記の係でご確認ください

神戸市保健福祉局 障害福祉部 障害者支援課 地域生活支援係 電話：078-322-5231 FAX：078-322-6066

14 提出場所（問い合わせ先）

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課施設整備係

神戸市役所 1 号館 4 階 連絡先 TEL:078 - 322 - 5226 FAX:078 - 322 - 6046

※国有地に関するお問い合わせ先は下記まで

神戸市中央区海岸通 29

財務省近畿財務局神戸財務事務所管財課

神戸地方合同庁舎 7 階 連絡先 TEL:078-391-6944 FAX:078-391-2506

国有地 参考賃料表

番号	所在地	地目	数量(m ²) (私道部分除く)	備考	路線価 (円/m ²)	参考年額 賃料(円)
1	神戸市東灘区住吉山手7丁目1872番198	宅地	9,711.90	建物有	145,000	84,493,524
2	神戸市東灘区深江南町1丁目80番6	宅地	1,540.69	建物有	177,000	16,362,120
3	神戸市東灘区魚崎西町1丁目420番3	宅地	1,121.11	建物有	146,900	10,573,164
4	神戸市灘区鶴甲1丁目2番9	宅地	1,285.52		120,000	9,255,744
5	神戸市灘区鶴甲1丁目2番8	宅地	748.67	建物有	140,000	6,288,828
6	神戸市兵庫区荒田町3丁目46-2	宅地	3,457.87	建物有	140,000	29,046,108
7	神戸市垂水区多聞台2丁目28	宅地	738.8		80,000	3,546,240
8	神戸市垂水区多聞台4丁目116番	宅地	616.13	建物有	81,000	3,144,108
9	神戸市垂水区舞子台4丁目36番2外3筆	宅地	3,646.44	建物有	125,000	27,348,300
10	神戸市垂水区清水が丘2丁目68番33外1筆	宅地	5,988.67	建物有	70,000	25,152,408
11	神戸市垂水区上高丸3丁目2252番1863外3筆	宅地 公衆用道路	2212.79	建物有	110,000	15,334,632
12	神戸市垂水区星陵台3丁目1064番1728外1筆	宅地 公衆用道路	1,310.48	建物有	110,000	10,016,136
13	神戸市垂水区上高丸3丁目2252番1858外1筆	宅地	3,747.98	建物有	92,000	21,723,288

(留意事項)

※記載の路線価については、国税庁が公開している平成28年分財産評価基準書の路線価図を基にしていますが、一部、角地や三方路などの個別要因を考慮しています。